社会福祉法人小渦会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人小渦会（以下「当法人」という。）定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

（１）常勤役員等（役員等のうち週４日以上勤務する者をいう。以下同じ。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、非常勤役員には、慰労金として退職手当も支給する。

２　退職手当は、役員等として円満に任期を満了し、若しくは辞任し、又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第１に定める額

（２）賞与については、別表第２に定める額

（３）退職手当については、別表第３に定める算式により算出される額

（４）通勤手当については、職員給与規程第３条の規定に準ずる額

（５）旅費については、旅費支給規程に基づいて算出された額

２　常勤役員等が引き続き３か月間その業務を執ることができない場合は、その報酬の支給を停止する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第４に定める額

（２）退職手当については、別表第３に定める算式により算出される額

（３）週１日以上勤務する場合の通勤手当については、職員給与規程第３条の規定に準ずる額

（４）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償については、旅費支給規程に基づいて算出された額

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬が月額で定められている役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
（１）報酬、賞与及び通勤手当については、職員の給与支給日と同日とする。
（２）賞与については、毎年６月及び１２月とする。
（３）退職手当については、退職した後２か月以内に支給する。
２　報酬が日額で定められている役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第６条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員等が退任し、又は解任された場合には、その日まで報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４　第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第７条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じた場合は、５０銭未満の端数についてはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数についてはこれを１円に切り上げる。

（公表）
第８条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第４５条の３５第１項に規定する報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附　則
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
２　社会福祉法人小渦会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。
３　退職手当については、この規程に定めるもののほか、社会福祉法人小渦会役員の退職金、慰労金及び功労金に関する規程に定めるところによる。

附　則
改正後の規程は、令和６年７月１日から施行する。（一部改正）

附　則

改正後の規程は、令和８年７月１日から施行する。（一部改正）

別表１（常勤役員等の報酬）

役　職　名	報　酬　の　額
理　事　長	月額　４５０，０００円
常 務 理 事	月額　３８０，０００円
業務執行理事	月額　３４０，０００円

別表２（常勤役員等の賞与）

職員給与規程に定める職員の期末手当及び勤勉手当の支給方法に準じて算出した額

別表３（退職手当算定式）

役　職　名	算　定　式
理　事　長	報酬月額×在職年数×２００％
常 勤 理 事	報酬月額×在職年数×１００％
理事及び監事	報 酬 額×在職年数×２００％

（注）報酬日額に区分がある場合は、高い区分の日額を適用

別表４（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

区　分	報　酬　の　額
評議員会への出席	日額　２１，０００円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	日額　１１，０００円

（２）理事

役　職　名	区　分	報　酬　の　額
理　事　長	―	月額２９０，０００円
業務執行理事	―	月額２１０，０００円
理　事	理事会への出席	日額　３１，０００円
	上記のほか法人及び施設業務のための出勤	日額　３１，０００円

（３）監事

区　分	報　酬　の　額
監事監査への出席	日額　３１，０００円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	日額　２１，０００円